

【別紙】

【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応をお願いします。

なお、林野火災防止に関し、市町村から発令される林野火災注意報や林野火災警報の発令状況等について、入林する前に必ず確認してください。

記

一般的な事項について

- 入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してください。
- 悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。
- 当森林管理署等職員が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には入林届を携帯するとともに、森林管理署等職員の指示に従ってください。車両を使用して入林する場合には、入林届をダッシュボード等の見える位置に置いてください。
- 立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。
- 国有林内での火気の取扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨ては行わないでください。
- ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。
- 林道のゲートや鍵は絶対に壊さないでください（器物損壊罪が適用される場合があります。）。)
- 動植物の保護に御協力ください。

その他

- 立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合は許可が必要です。無断でこれらの行為を行った場合には法により罰せられることがあります。
- 万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、御了承ください。

特記事項

※車両により入林される方、複数人での入林を計画されている方、調査等を目的として入林される方は裏面も御覧ください。

車両により入林される方へ

林道は道幅が狭い上、見通しも悪く、落石や土砂崩れ等のおそれがありますので、次の事項を遵守し、通行願います。

- ・林道を通行する際は徐行運転をする等、スピードを落として安全運転をお願いします。
- ・カーブは徐行し、クラクションを鳴らす等、出会いがしらの衝突に注意するとともに、昼間でもヘッドライトを点灯する等、対向車に注意しながらの運転に努めてください。
- ・林道上は駐車禁止です。駐車する必要がある場合は、他の車両通行を妨げないよう待避所・車回し場所等に駐車してください。
- ・通行禁止となっている林道には、絶対に車両を乗り入れないでください。
- ・林道の安全が確保できない場合や、当署等の事業実行に支障がある場合はゲートを閉鎖・施錠しています。

複数人での入林を計画されている方へ

- ・参加者の安全には十分配慮し、事故等が発生しないよう気をつけてください。
- ・参加者に万一事故が発生した際のことを考慮し、緊急時の体制を整えてください。

調査研究活動等を目的として入林される方へ

- ・調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めてください。なお、高山植物等の採取を行う場合には、別途、高山植物等採取申請書を提出してください。
- ・調査中は、調査していることが第三者にわかるよう標識、腕章等により表示してください。特に一般の方の立入りを禁止している場所で作業する際にも、標識や腕章等を用いて、承諾を受けていることがわかるようにし、第三者が入り込まないような対応をお願いします。
- ・使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去してください。